

巨大地震発時における災害廃棄物対策検討委員会 開催要綱（案）

1. 趣旨及び目的

環境省では、阪神淡路大震災の教訓から、平成 10 年に「震災廃棄物対策指針」を策定し、自治体による震災廃棄物処理計画の策定を支援してきた。しかしながら、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、津波により膨大な量の廃棄物が広範囲に様々なものを巻き込んでこれまでにない状態で発生し、震災廃棄物の処理計画を策定している市町村においても混乱が発生した。このため、東日本大震災の教訓、災害廃棄物処理の課題を整理した上で、「震災（災害）廃棄物対策指針」の改定を平成 25 年度中に行うこととしている。

一方、東日本大震災を遙かに上回る規模の巨大地震（南海トラフ巨大地震や首都直下地震）においては、東日本大震災で発生した災害廃棄物の 5～13 倍が発生すると予測されるだけでなく、南海トラフ巨大地震では広範囲に渡って津波被害がもたらされ、首都直下型地震では首都機能が麻痺すると考えられており、改定する同指針に基づく取組や既存の廃棄物処理システムの延長（余力）だけでは、災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理することが困難であると考えられる。

巨大災害に備えて、国会では南海トラフ地震対策特別措置法案、首都直下地震対策特別措置法案及び国土強靭化基本法の制定が進められようとしている。また、内閣官房に国土強靭化推進室が設置され、平成 25 年 8 月 8 日にまとめられた「国土強靭化の推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について」のプログラム毎の今後の対応方針において、東日本大震災を上回る規模の巨大災害に備えて、広域的な対応体制の整備及び備蓄倉庫・資機材等の確保を効率的かつ円滑に進めるための所要の検討等を行うこととしている。

のことから、標記、「巨大地震発時における災害廃棄物対策検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、巨大地震発生に備えて、巨大地震発時の災害廃棄物の発生量の推計、既存の廃棄物処理施設の処理能力の推計を踏まえ、廃棄物処理システムの強靭化に関する総合的な対策の検討を進めるものである。

2. 巨大地震発時における災害廃棄物対策検討委員会の設置及び運営

「平成 25 年度廃棄物分野における巨大地震方策検討業務」を実施するにあたり、環境省から業務委託をされたパシフィックコンサルタンツ株式会社が、一般社団法人廃棄物資源循環学会（以下、「学会」という。）の協力を得て、具体的な災害廃棄物対策について検討するため委員会を設置し、その運営を行うものとする。

3. 委員会構成

- (1) 委員は、廃棄物処理、防災等の分野について知見を有する有識者、行政機関、団体等で構成され、環境省が委嘱する。
- (2) 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。委員長が委員会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (3) 本委員会においては、円滑な議論に資するため、委員長の指示により、ワーキンググループを開催し、実務的な検討作業を行うこととする。
- (4) ワーキンググループに参加する委員は、委員長が指名する。
- (5) 委員会の会期は平成26年3月31日までとし、委員の任期も同じとする。
- (6) 委員会では、必要に応じ、委員以外の知見を有する者から意見を聴取することができる。

4. その他

- (1) 委員会の庶務は、パシフィックコンサルタンツ株式会社が行う。
- (2) 委員会の招集は、委員長、環境省と協議の上、パシフィックコンサルタンツ株式会社が行う。
- (3) 委員会及び会議資料は原則公開とし、環境省ホームページにて傍聴希望を募り、希望者多数の場合は抽選で傍聴者を決定する。
- (4) ワーキンググループについては、実務的な検討作業を進めるため、会議、会議資料及びその議事録は非公開とする。
- (5) 委員会の会議録の公開は、環境省ホームページへの掲載により行うものとする。
- (6) 検討に当たっては、「災害廃棄物対策指針」の改定作業とも連携するものとする。
- (7) その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別途定める。